

## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

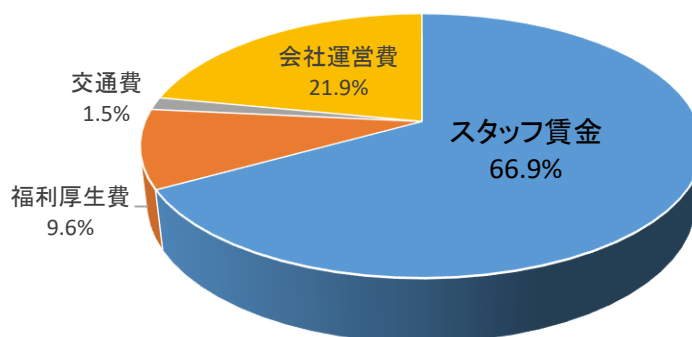
マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

|                         |                                |
|-------------------------|--------------------------------|
| 派遣労働者数                  | 72                             |
| 派遣先事業所数                 | 28                             |
| ①労働者派遣の料金<br>（1日8時間あたり） | 12,192円                        |
| ②派遣労働者の賃金<br>（1日8時間あたり） | 8,157円                         |
| マージン率<br>（①-②）÷①        | 33.1%                          |
| 教育関連に関する事項              | ビジネスマナー・ルール、<br>安全衛生教育、5S教育 など |

（令和元年10月末現在）



|        |  |
|--------|--|
| スタッフ賃金 | 年次有給休暇取得分を含む賃金   |
| 福利厚生費  | ・健康保険料、雇用保険料、労災保険料の事業主負担分<br>・健康診断等の受診費用<br>・作業服など業務に必要となる経費 |
| 交通費    | 派遣スタッフへ支払う交通費  |
| 会社運営費  | 募集広告費、営業担当者等の人件費、事務所賃借料などの諸経費等                               |

## 派遣社員向け教育訓練実施計画

株式会社アソシオ

### 派遣社員の教育訓練体系

|          | 入職～1年目   | 2年目～3年目   | 4年目以降  |
|----------|--|---|--|
| レベル      | ○ 就業先のガイダンスや指示の下で、基本的なことは実践できる   | ○ 就業先のガイダンスや支持の下で独力で実践できる   | ○ 就業先や業種が変わっても独力で実践できる。<br>○ 後進の手本となっている(指導できる)                      |
| テクニカルスキル | ○ その分野における基本的な知識・スキルを持っている<br>○ 就業先のガイダンスや指示の下で実践できる   | ○ その分野における知識とスキルを持っている<br>○ 就業先のガイダンスや指示の下、独力で実践できる   | ○ その分野における専門的な知識・スキルを持っている<br>○ 就業先や職種が変わっても独力で実践できる<br>○ 後進への指導ができる |
| ビジネススキル  | ○ 派遣社員で働く上での基礎知識がある<br>○ 社会人としての基本的なコミュニケーションができる<br>○ 正確に聞く・話すことができる<br>○ 派遣社員で働く上での個人情報・セキュリティ保護の基礎知識がある<br>○ ガイダンスや指示のもとPDCAサイクルを回すことができる | ○ 派遣社員として適切なビジネスマナー、立ち振る舞いができる<br>○ 派遣社員として良好なコミュニケーションができる<br>○ 独力でPDCAサイクルを回すことができる<br>○ 問題解決ができる                 |  |
| 主な教育訓練   | ○ ビジネススキル教育<br>(あいさつ、身だしなみ、報告・連絡・相談手法など)<br>○ 新規雇用者訓練<br>(労働者派遣法の基礎、コミュニケーションの基本、安全衛生、個人情報保護など)<br>品質管理訓練<br>○ (製品知識、検査器具の使用方法及び検査手法など)      | ○ 改善手法<br>(5S、QCD基礎、問題点の見つけ方など)<br>○ OA機器・製造マシン操作訓練<br>(基本操作、日常のメンテナンス、トラブルシューティングなど)<br>○ 資格取得推進<br>(QC検定、MOS資格など) | ○ 資格取得推進<br>(QC検定、MOS資格など)   |

対象者 ・当社が雇用する全ての派遣社員を対象とする

回数・頻度 ・派遣社員全員に対して就職時の教育訓練を行う。また、少なくとも最初の3年間は年1回以上の教育訓練の機会を提供する。  
・実施時間は、フルタイム1年以上の就業見込みのある派遣社員は入職後3年間は、年8時間以上の教育を行う。